

議案第2号

みやき町不適正事案に係る第三者委員会設置条例の制定について

みやき町不適正事案に係る第三者委員会設置条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、特別職、職員及び議員等による不適正な行為等に関し、公正な検証や再発防止に係る提言を行う第三者委員会を町の附属機関として設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町不適正事案に係る第三者委員会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、特別職、職員及び議員等による不適正な行為等（以下「不適正事案」という。）に関し、その経過の客観的かつ公正な検証及び再発防止を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、みやき町不適正事案に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別職 町長、副町長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）で、本町に勤務する者をいう。
- (3) 議員等 町議会議員及び町管理施設利用者等をいう。

(設置)

第3条 町長は、不適正事案に関し、調査、審議が必要と判断した場合、委員会を設置する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 不適正事案の事実関係に関する調査、経過の検証及びその他の実態把握に関すること。
- (2) 不適正事案の再発防止策の提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(委員)

第5条 委員会は、3人の委員をもって構成する。

2 委員は、前条に規定する所掌事務の遂行について、中立性・公正性を確保するため調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、法律又は行政に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。ただし、第5条第3項に規定する任期において最初に開かれる会議については、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(会議の開催方法の特例)

第8条 委員長は、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議(以下「オンライン会議」という。)を開くことができる。この場合において、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て出席した委員は、前条第2項の規定による会議の出席委員とする。

(報告)

第9条 委員会の委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬、実費弁償及び費用弁償)

第11条 町は、地方自治法第203条の2第1項及び第2項の規定により、委員に対して、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の報酬の額は、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年みやき町条例第29号)第2条の規定にかかわらず、次

の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条に規定する事項に係る業務に従事したものとして町長が認める場合は、1時間当たり10,500円とし、報酬の額を算定する場合において1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とみなす。

(2) 第7条及び第8条に規定する会議に従事する場合は、1日当たり15,000円とする。

3 委員会の求めに応じて会議に出席した者に対する実費弁償は、1回につき5,700円とする。ただし、特別職及び職員が職務の関係上出頭したときは支給しない。

4 委員に対する費用弁償は、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条の規定にかかわらず、みやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年みやき町条例第38号）に規定する職務の2級以上にある職員が支給される旅費（日当を除く。）に相当する額を支給する。ただし、第8条の規定によるオンライン会議により出席した場合は支給しない。

5 前3項の報酬及び費用弁償の支給方法については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、総務課において処理する。ただし、当該不適正事案を所掌するときは、町長が指定する課に行わせることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。